

かわさきそだちPRキャラクター「^{きいか}菜果ちゃん」意匠
及びかわさきそだちロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かわさきそだちPRキャラクター「菜果ちゃん」意匠（以下「意匠」という。）及びかわさきそだちロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「意匠」とは、「かわさきコンテンツアワード2010」において受賞したキャラクターであり著作者の中本竹識氏と「キャラクター使用許諾に関する同意書」を結んだ、かわさきそだちPRキャラクター「菜果ちゃん」の意匠とする。

また、この要領において「ロゴマーク」とは、かわさき地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）において作成した「かわさきそだちロゴマーク」とする。

(使用手続き)

第3条 意匠及びロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、意匠の場合はかわさきそだちPRキャラクター「菜果ちゃん」意匠使用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を、ロゴマークの場合はかわさきそだちロゴマーク使用申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）を協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) セレサ川崎農業協同組合営農経済本部が農業振興事業に関し使用する場合
- (2) 川崎市経済労働局都市農業振興センターが農業振興事業に関し使用する場合
- (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (4) その他、会長が適当と認めたもの

2 前項の承認を受けようとする申請者は、次の書類を添えて申請書を会長に提出しなければならない。

- (1) 使用態様がわかる完成見本等
- (2) その他会長が必要と認める書類

3 意匠及びロゴマークの使用を承認、又は不承認とするときは、意匠の場合はかわさきそだちPRキャラクター「菜果ちゃん」意匠使用承認通知書（第3-1号様式）もしくはかわさきそだちPRキャラクター「菜果ちゃん」意匠使用不承認通知書（第3-2号様式）により、ロゴマークの場合はかわさきそだちロゴマーク使用承認通知書（第4-1号様式）もしくはかわさきそだちロゴマーク使用不承認通知書（第4-2号様式）により、それぞれ通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 意匠の使用承認を受けた申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 印刷物等に使用するロゴには個別又は末尾（奥書）に一括して©中本竹識、©T.Nakamoto又は©T.Nと表記すること
- (2) 原則として意匠とロゴはセットで使用し、ロゴ（かわさきそだちPRキャラクター 菜果ちゃん）の字体は、HG丸ゴシックM-PROとすること
- (3) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、協議会が指示する使用条件に従うこと
- (4) 媒体に使用するときには、あらかじめ本協議会の確認を受けること。また、使用した媒体を本協議会にただちに送付すること
- (5) 本協議会と著作権者との契約においては、意匠を使用した製品を商業目的で販売することはできないため、使用者が前述の目的で販売を行う際には、個別に著作権者と使用に係る契約を締結すること
- (6) データを譲渡、転貸しないこと
- (7) 本協議会の指示に従い使用すること

2 ロゴマークの使用承認を受けた申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 印刷物等に使用するロゴには個別又は末尾に一括して©かわさき地産地消推進協議会と表記すること
- (2) 媒体に使用するときには、あらかじめ本協議会の確認を受けること。また、使用した媒体を本協議会にただちに送付すること
- (3) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、協議会が指示する使用条件に従うこと
- (4) 川崎市内産農産物以外には使用しないこと
- (5) 飲食店で使用する際は、川崎市内産農産物を使用している品目と野菜の種類を店内に掲示又はメニューに標記するなどの措置を講ずること
- (6) データを譲渡、転貸しないこと
- (7) 本協議会の指示に従い使用すること

(使用を承認しない場合)

第5条 前条の使用条件に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、意匠及びロゴマークの使用を承認しないものとし、使用不承認通知書（第3-2号様式）（第4-2号様式）を申請者に交付する。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の個人、政党又は、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められる場合
- (3) 協議会の信用又は品位を害し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 自己の商標又は意匠として独占的に使用するなど不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) 協議会が行う事業、又は協議会が支援等を行う事業を推進する上で支障が生じるおそれがある場合

(6) その他会長が適当でないとする場合

(承認の取消等)

第6条 会長は、使用者がこの要領及び承認の内容に違反していると認められる場合は、意匠及びロゴマークの使用承認を取り消すことができる。使用者は、承認が取り消された場合、承認取消の日から使用できないものとする。

2 会長は、使用承認の取消により使用者に生じた損害については一切の責任を負わない。

(使用料)

第7条 意匠及びロゴマークの使用は、無償とする。ただし、意匠を使用した製品を商業目的で販売しようとする場合は、この限りではない。

(経費等の負担)

第8条 協議会は、この要領に定める申請に要した費用及び仕様に関わり経費又は役務を負担しない。

(損害の責任)

第9条 協議会は、意匠及びロゴマークの使用承認に起因する損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月24日から施行する。

第1号様式



かわさきそだちPRキャラクター「^{さいか}菜果ちゃん」意匠
使用申請書

年 月 日

かわさき地産地消推進協議会
会長 様

住所又は事務所の所在地.....
名 称.....
責任者の氏名.....

かわさきそだちPRキャラクター「^{さいか}菜果ちゃん」意匠及びかわさきそだちロゴマーク使用
要領第3条第1項に基づき、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては要領第4条第1項に定める事項を遵守します。

- 1 件名での菜果ちゃん意匠の使用について
- 2 使用目的
- 3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 使用する媒体等（紙：サイズ、部数／電子：HP等）
- 5 担当者・連絡先
（担当者氏名）
（電話番号）
（メールアドレス）
- 6 添付書類
使用態様がわかる完成見本等
- 7 備考

第2号様式



かわさきそだちロゴマーク
使用申請書

年 月 日

かわさき地産地消推進協議会
会長 様

住所又は事務所の所在地.....
名 称.....
責任者の氏名.....

かわさきそだちPRキャラクター「菜果^{さいか}ちゃん」意匠及びかわさきそだちロゴマーク使用
要領第3条第1項に基づき、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては第4条第2項に定める事項を遵守します。

- 1 件名でのかわさきそだちロゴマークの使用について
- 2 使用目的
- 3 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 使用する媒体等（紙：サイズ、部数／電子：HP等）
- 5 担当者・連絡先
（担当者氏名）
（電話番号）
（メールアドレス）
- 6 添付書類
使用態様がわかる完成見本等
- 7 備考

第3—1号様式

住所又は事務所の所在地
名 称
責任者の氏名 様

かわさきそだちPRキャラクター「^{さいか}菜果ちゃん」意匠
使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、かわさきそだちPRキャラクター「^{さいか}菜果
ちゃん」意匠使用については、かわさきそだちPRキャラクター「^{さいか}菜果ちゃん」意匠及び
かわさきそだちロゴマーク使用要領第3条第3項に基づき、承認いたします。

年 月 日

かわさき地産地消推進協議会
会長 印

遵守事項

- 1 印刷物等に使用するロゴには個別又は末尾に一括して©中本竹識、©T.Nakamoto 又は ©T.N と表記すること。
- 2 原則として意匠とロゴはセットで使用し、ロゴ（かわさきそだちPRキャラクター ^{さいか}菜果ちゃん）の字体は、HG丸ゴシックM-PRO とすること。
- 3 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、協議会が指示する使用条件に従うこと。
- 4 媒体に使用するときは、あらかじめ本協議会の確認を受けること。また、使用した媒体を本協議会にただちに送付すること。
- 5 本協議会と著作権者との契約においては、意匠を使用した製品を商業目的で販売することはできないため、使用者が前述の目的で販売を行う際には、個別に著作権者と使用に係る契約を締結すること。
- 6 データを譲渡、転貸しないこと。
- 7 本協議会の指示に従い使用すること。

以下余白

第3—2号様式

住所又は事務所の所在地
名 称
責任者の氏名 様

かわさきそだちPRキャラクター「^{さいか}菜果ちゃん」意匠
使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、かわさきそだちPRキャラクター「^{さいか}菜果
ちゃん」意匠使用については、かわさきそだちPRキャラクター「^{さいか}菜果ちゃん」意匠及び
かわさきそだちロゴマーク使用要領第3条第3項に基づき審査した結果、不承認といたし
ます。

年 月 日

かわさき地産地消推進協議会
会長 印

以下余白

第4—1号様式

住所又は事務所の所在地
名 称
責任者の氏名 様

かわさきそだちロゴマーク
使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、かわさきそだちロゴマーク使用については、かわさきそだちPRキャラクター「菜果ちゃん」^{さいか}意匠及びかわさきそだちロゴマーク使用要領第3条第3項に基づき、承認いたします。

年 月 日

かわさき地産地消推進協議会
会長 印

遵守事項

- 1 印刷物等に使用するロゴには個別又は末尾に一括して©かわさき地産地消推進協議会と表記すること。
- 2 媒体に使用するときは、あらかじめ本協議会の確認を受けること。また、使用した媒体を本協議会にただちに送付すること。
- 3 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、協議会が指示する使用条件に従うこと。
- 4 川崎市内産農産物以外には使用しないこと。
- 5 飲食店で使用する際は、川崎市内産農産物を使用している品目と野菜の種類を店内に掲示又はメニューに標記するなどの措置を講ずること。
- 6 データを譲渡、転貸しないこと。
- 7 本協議会の指示に従い使用すること。

以下余白

第4—2号様式

住所又は事務所の所在地
名 称
責任者の氏名 様

かわさきそだちロゴマーク
使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、かわさきそだちロゴマーク使用については、かわさきそだちPRキャラクター「菜果ちゃん」^{さいか}意匠及びかわさきそだちロゴマーク使用要領第3条第3項に基づき審査した結果、不承認といたします

年 月 日

かわさき地産地消推進協議会
会長 印

以下余白